

平成 30 年 7 月 13 日
学 生 部 学 生 課

平成 30 年 7 月豪雨により被災された学生のみなさまへ

平成 30 年 7 月豪雨により被災された学生およびご家族のみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

神戸女子大学では、このたびの被災状況を鑑み、学校法人行吉学園奨学事業に係る授業料等免除制度を下記のとおり適用しますのでお知らせいたします。

記

1 対象の学生

次のいずれかに該当し、実家の家屋等が半壊以上の被害を被ったことにより、家計が急変し修学の継続が困難となる学生

- (1) 実家（自宅）が災害救助法適用地域（災害救助法適用日：7 月 9 日時点）である
- (2) 実家（自宅）が災害救助法適用地域の近隣の地域で同等の災害を被っている

災害救助法適用地域

高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県、愛媛県、岐阜県の各市町村 (別紙参照)
--

2 免除額等

平成 30 年度の授業料及び教育・施設充実費の半額（後期分を対象とする）

3 申請期間

平成 30 年 7 月から平成 30 年 12 月（末日）までの間（期間中随時受付）

4 提出書類

- ア 被災（罹災）証明書
- イ 授業料等免除願
- ウ その他必要書類

5 その他

申請を希望する学生は、予め学生課窓口へご相談ください。

以 上

災害救助法適用地域

高知県	安芸市、香南市、長岡郡本山町、宿毛市、土佐清水市、幡多郡三原村、幡多郡大月町
鳥取県	鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町
京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町
兵庫県	豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡作用町、養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町
愛媛県	今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町
岐阜県	高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巢市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村、岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町
福岡県	飯塚市
島根県	江津市、邑智郡川本町
山口県	岩国市